

終活マインズ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「終活マインズ（以下『本会』という）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民が最期まで自分らしく生きることを支援するため、エンディングノートを活用した終活全般に関する情報提供や遺言書作成等の法的支援を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. エンディングノート作成等、終活に関するセミナー、相談会、勉強会の開催
2. 終活に関する啓発活動（ニュースレター、広報など）
3. 地域の関係機関との連携・協力
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会員資格)

第4条 本会の会員は、次の条件を満たす者とする。

1. 士業、不動産業者、ファイナンシャルプランナー等、終活に関する専門知識を有する者
2. 本会の目的に賛同し、相続マインズ福岡役員会の承認を経て、所定の入会手続きを完了した者

(会員区分)

第5条 会員は次のとおり区分する。

1. 正会員：本会の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人または法人

(入会)

第6条 入会希望者は、所定の申込書を提出し、相続マインズ福岡の役員の承認を受けなければならぬ。

(退会・除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の決議により退会または除名とすることができる。

1. 本会の名誉または信用を傷つけた場合
2. 本会の目的に反する行為をした場合

第3章 役員

(役員)

第8条 本会の役員は相続マインズ福岡の役員が兼務する。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

1. 役員は会務の執行を行う

第4章 会議

(総会)

第10条 総会は年1回開催し、次の事項を議決する。

1. 活動方針および計画
2. 予算および決算
3. 規約の改廃
4. その他、会の運営に関する重要事項

第5章 会計

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第6章 倫理規定

(専門家としての行動)

第12条 会員は、相続マインズ福岡の活動理念に則り、法令を遵守し、地域住民の終活を支援し、職業倫理に基づいた行動を行う。

2. 会員は、相談者の不安を煽るような営業活動を行ってはならない。また、相談者の判断能力が不十分と思われる場合は、他の会員に相談し、成年後見制度の利用を促すなど、適切な行動に努めるものとする。
3. 会員は、相談者の相談記録を適切に管理し、情報漏洩防止に努めるものとする。

第7章 附則

(改正)

第15条 本規約の改正は、相続マインズ福岡の総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって行う。

(施行期日)

第16条 本規約は、令和7年10月1日から施行する。